

## 平成19年度 播磨町国民保護協議会 会議録

1. 日 時 平成19年10月4日(木) 14:00~14:50
2. 場 所 播磨町役場3階 BC会議室
3. 出席者 会長及び委員20人(代理出席を含む)
4. 会議形態 公開(一般傍聴者:なし)
5. 議事概要

会議に先立ち、町長より挨拶を行う。

委員委嘱について、新たな委員に委嘱状を交付、委員紹介(自己紹介) 欠席委員報告

次に、委員の出席状況について、委員23名に対して20名が出席していることから、会議が成立している旨及び会議の公開について報告。

配布資料の確認を行う。

- |                 |             |           |
|-----------------|-------------|-----------|
| 1. 協議会式次第       | 2. 協議会委員名簿  | 3. 協議会席次図 |
| 4. 計画修正資料(ファイル) |             |           |
| ・修正箇所抜粋資料       | ・修正箇所比較対照資料 | ・計画修正案 以上 |

その後、会長により、次のとおり議事が進められた。

(1) 播磨町国民保護計画(修正案)について

目次と本編中の表記について、整合のため修正

第2編 第4章 「国民保護に関する啓発」

2 武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発 (本編39頁)

次に 第3編 第3章 関係機関相互の連携

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等 (本編50頁)

同章 9 町民への協力要請 (本編54頁) 以上

本編内容修正

第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴

(1) 地形 位置図及び町の全景が分かるように、上空からの写真を掲載

(2) 気候 平成18年度のデータを、月別の降水量と平均気温をグラフで掲載

(3) 人口分布 5年ごとの、人口と世帯数の推移のグラフを掲載

平成17年国勢調査による人口を確定数の33,545人に修正

(4) 道路の状況 平成13年~18年の道路整備状況を掲載

(5) 鉄道、港湾の状況 漁港の概要を掲載

(7) 消防 播磨分署の設置及び町消防団の活動について、下記のとおり追記

加古川市東消防署播磨分署として町内に設置され、消防業務及び救急業務の迅速化が一層図られている。

また、播磨町消防団は1団12分団で、地域住民の生命と財産を守るため消防防災活動を行っている。

第2編 第2章 避難、救護及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

7 医療体制の整備

「救急告示病院及び、救急告示診療所を中心に」を追記

## 第3編 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

## 2 町対策本部との関係 を、2 町対策本部との連携 に修正

## 資料編修正

特殊標章交付要綱 を 特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱に修正

以下、特殊標章等に係る交付申請書 特殊標章等を交付した者に関する台帳

特殊標章再交付申請書 身分証明書再交付申請書 を追記

播磨町国民保護協議会運営要綱内、会長の職務代理 第2条の文中 播磨町助役を播磨町副町長に修正

播磨町国民保護協議会委員名簿、機関名と職名のみの掲載に変更

法第1号 機関名 海上保安署を、第五管区海上保安本部 姫路海上保安部 加古川海上保安署に修正。

法第4号 助役を、副町長に修正

法第6号 播磨町理事数を組織の変更により変更

関係機関の連絡先、電話番号の市外局番及び郵便番号を修正

関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む）の機関名 大阪空港事務所を、大阪航空局大阪空港事務所に、阪神電気鉄道株式会社の担当部署において休日・夜間の記載を削除

## 関係指定公共機関等

電気通信事業者と 電気事業者を、本編に合わせ分けて記載

日本郵政公社 平成19年10月1日の郵政民営化により、郵便事業株式会社に変更

河川管理者を河川管理施設に修正

その他の機関 加古川駅を、東加古川駅に変更

加古川市消防本部のFAX番号及び土山駅の電話/FAX番号を変更

防災のための相互応援協定一覧 再整理し、掲載

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 並びに

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 を追記

防災のための関係機関との協定等一覧については、

災害時における飲料水等確保に関する協定、災害時における緊急放送の協力に関する協定を追記

警報の伝達先一覧・救護所等一覧表、播磨北小学校を、旧播磨北小学校とし下段に記載

危機管理連絡会議の組織構成に、学校教育グループを追記

各グループ・班の機能、町対策本部設置時における配備体制別人員数について 学校教育グループ及び郷土資料館を追記

救援の程度及び方法の基準 平成16年厚生労働省告示第343号を、平成18年4月1日に 国民保護法施行令第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準において示されている内容を整理したものに差し替えて掲載

医療機関一覧表、藤原医院を、浅井クリニックに、松林皮膚科を、うえだ皮膚科クリニックに、くろだ小児科を、くろだ小児科・アレルギー科に修正 下浦医院を削除 服部クリニックの所在地を、新住居表示の変更 全体の、診療科目の内容及び、その表記について再整理し修正 診療科目の表記に、注釈を付す

本年11月5日からの、住居表示変更に伴い、計画内に掲載されている施設等の所在地について、新住居表示に修正することを報告、承認

(2) 播磨町国民保護計画(修正案)についての意見  
機関の連絡先等の修正意見が出され修正

(3) その他の意見 特に意見なし

以上のご意見を踏まえ必要な修正を行うこととし、また、今後の県との調整で修正が必要になった場合や、その他の軽微な修正については、会長に一任いただくことを報告、承認され協議会を終えた。

以上、平成19年度播磨町国民保護協議会を閉会